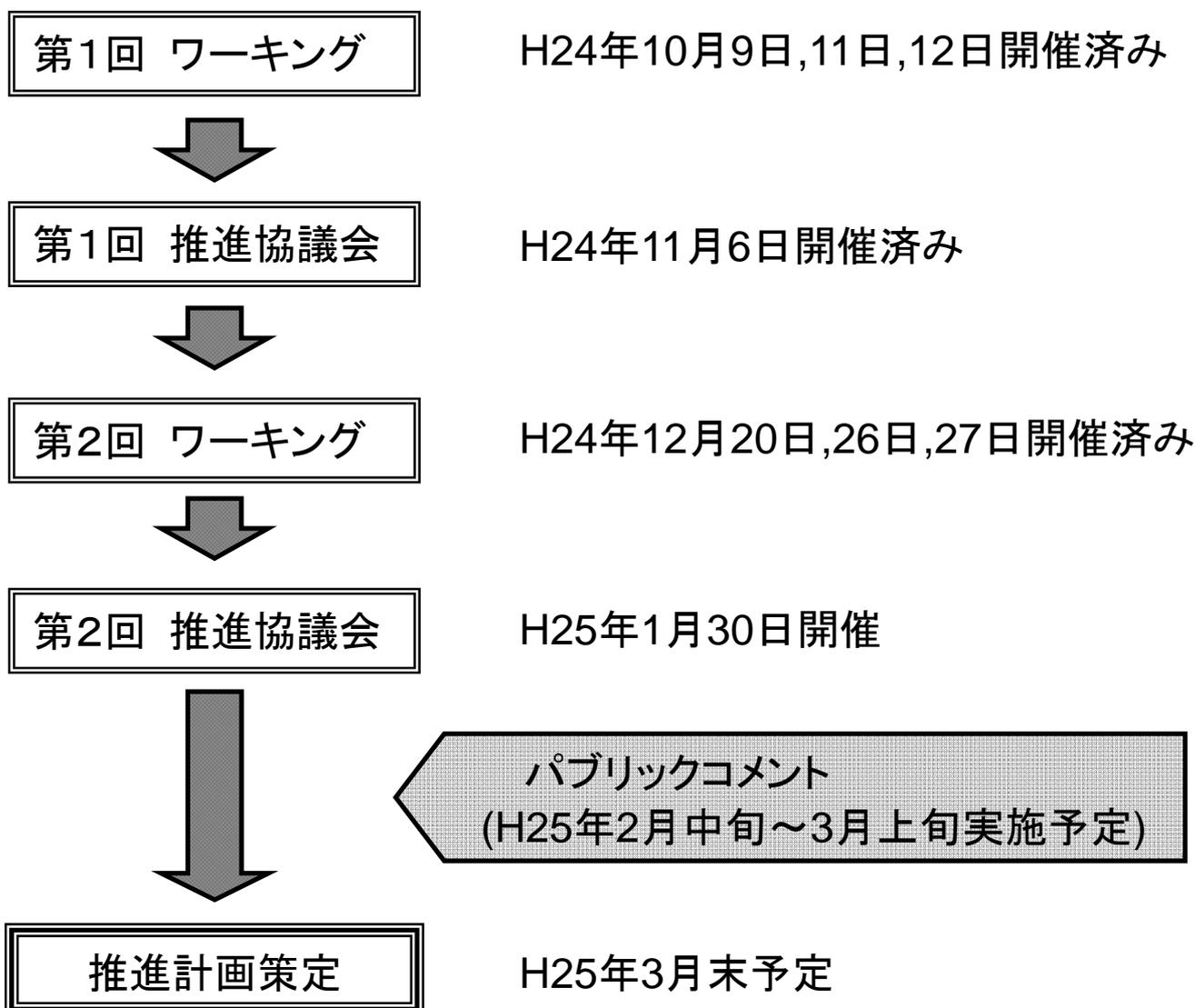


阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画策定及び今後の進め方



H25年度以降

- ・計画の対象期間は、平成24年度から概ね10年間とする。
- ・阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。
- ・なお、社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案し、計画対象期間の中間（概ね5年）に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行う。